

『東北地方太平洋沖地震』の被害に対する宇陀市の対応状況【第10報】

平成22年3月29日現在

◆目次

- ・市の対応状況について P 1～
- ・物的支援に関して P 4～
- ・人的支援に関して P 8～
- ・その他の支援に関して P 10～
- ・原発事故にかかる放射線量に関して P 12～

【市の対応状況について】

3月11日 地震発生直後から、危機管理課において地震に対する情報収集を開始

3月12日 危機管理課において地震及び大津波等に関する情報収集を継続

宇陀シティマラソン実行委員会が「宇陀シティマラソン」の開催中止を決定

3月13日 危機管理課において、地震及び大津波等に関する情報収集を継続するとともに、災害備蓄品の提供に備えて、宇陀市災害備蓄品の在庫チェック並びに提供可能数量の検討及びその決定

3月14日 『東北地方太平洋沖地震』被害に対する支援対策に関する緊急部長会議を開催し、宇陀市の被災地域に対する支援について下記の方針を決定

- ⇒ 市民からの救援物資については「登録方式」とする。
- ⇒ 人的支援要請については、可能な限りその要請に応じるものとする。
- ⇒ 義援金は健康福祉部で取り扱い、フレキシブルに対応できるよう検討すること。
- ⇒ 市営住宅への被災者受入を検討すること。
- ⇒ 内閣の国民に対する節電呼びかけへの対応として、庁舎エレベーター2基のうち1基を停止させる。その他、節電に努める。

CATV「うだちゃん11」に市長コメントとして「お見舞い」を掲載すると共に義援金、救援物資、災害ボランティアなどについて広報を開始

義援金箱を本庁玄関ホールに設置（所管課は健康福祉部）

3月15日 緊急部長会議の方針決定を受けて、健康福祉部（所管は厚生保護課と決定）にて義援金の受付を開始

- ⇒ 義援金箱設置箇所：本庁、各地域事務所、市立病院、さんとぴあ榛原、中央公民館、図書館、美榛苑、あきのの湯
- ⇒ 今後の設置予定箇所：総合体育館、温水プール、文化会館、総合センター 等

宇陀市ホームページに市長コメントとして「お見舞い」を掲示するとともに、義援金の受付、救援物資、災害ボランティアについて広報を実施

厚生保護課から義援金額の報告（本庁分のみ14～15日）

⇒ 53,253円（個人：30,000円、義援金箱：23,253円）

3月16日 県からの救援物資（市の災害備蓄品）第1回提供要請に基づき、災害用備蓄毛布700枚とオムツ991枚（子供用735枚・大人用256枚）を県指定の集積場所（旧耳成高校）へ、本日午後に搬送 ⇒ 危機管理課
※オムツについては、当初は提供を予定していませんでしたが、大宇陀区に在庫があることが15日に判明したため、全数を提供することとしました。

救援物資については、県防災統括室の指示により旧耳成高校体育館への搬入は延期。追加支援の要請があった物品を含めて、直ちに搬出できるよう準備。

⇒ 追加支援要請物品：非常食及び長期保存水

宇陀市ホームページへ、宇陀市が行なっている『東北地方太平洋沖地震』災害支援に関する対応状況を掲載

宇陀市が『東北地方太平洋沖地震』災害義援金の専用口座を開設。義援金の入金方法等についての詳細は、宇陀市ホームページに掲載予定。（所管：秘書広報情報課）

⇒ 『東北地方太平洋沖地震』災害義援金専用口座
南都銀行榛原支店 普通 2046739
名義：東北地方太平洋沖地震災害義援金口座
代表者 宇陀市会計管理者 栗野 肇

災害ボランティアの募集等について、市社会福祉協議会の石本局長と協議

⇒ 現在のところ、全国社会福祉協議会で受け入れ態勢をどうするかについて検討を行なっている。方針が決まれば、県社会福祉協議会を通じて情報が流れてくるはずなので、そのときには報告する。
災害ボランティアの登録や派遣に関しては、市社会福祉協議会で対応することを確認。

宇陀市立病院から連絡。社団法人 奈良県病院協会からの支援要請に基づき、医師（整形外科医）1名・看護師3名・事務1名の派遣決定。但し、派遣先や期間など詳細は未定。

3月17日 県の奈良県東北地方太平洋沖地震支援連絡会事務局に指示により、下記物品を宇陀市からの第1回目の救援物資として旧耳成高校体育館へトラック4台、職員9名（延べ数）で搬送。

⇒ 搬送救援物資
・非常食（アルファ米） 4,500食分
・非常用毛布 700枚
・保存水：2リットルボトル270本
500ml ボトル1,600本
マラソン実行委員会から提供のあったスポーツドリンク
※アクエリアス250ml 缶 30本入×57ケース
・おむつ25袋

うだチャン11で動画により、東北地方太平洋沖地震の被害救援に対する宇陀市の動きの放映開始を決定。

3月18日 市長指示。人的派遣で派遣された職員は、下記のことについて市長に報告すること。

⇒ 報告内容：①被災地の現状について
②被災地での活動内容について
③被災地の現場と活動をとおして、宇陀市での災害にどのように対応

すべきかの自分なりの分析・提案
④写真（活動の合間に、できる範囲で）

教育委員会からの提案により、室生区旧西谷小学校に被災者を収容できないか検討を開始。→ 危機管理課・営繕課で現地確認済み（所管：教育委員会教育総務課）

県防災統括室において、県内各市町村防災担当課長会議開催。（危機管理課長及び主幹出席）

宇陀市ホームページの「市長へのメール」に市民から東北関東大震災被災者の受け入れについてのメール到着。別途回答の予定。（所管：危機管理課・秘書広報情報課）

各市町村防災担当課長会議で公表した、県の支援物資の受付方針に基づき、危機管理課において市民からの救援物資の受付方法について検討を開始。

3月21日 宇陀市民から、東北地方太平洋沖地震被災者並びに被災した東京電力福島第1原子力発電所の放射能被害に怯える方々の受け入れに最善を尽くすようにと言う要望のメール到着。（所管：秘書広報情報課・危機管理課）

3月22日 厚生保護課からの義援金報告（3月18日まで分）
⇒ 1,600,057円（個人：1,357,872円、義援金箱：242,185円）

宇陀広域消防組合へ貸与した衛星携帯電話（3台）、奈良県緊急消防援助隊の活動終了により返却受領。

市民から、被災地から市営住宅へ入居した被災者の物資を含めたアフターケア及び支援についての申し出を受理。（所管：危機管理課）

3月24日 宇陀市社会福祉協議会から電話により事務連絡。
⇒ 県社協（奈良県社会福祉協議会）の会議では、まだ被災地のボランティア受け入れ体制ができていないため、体制完了を待つこととする。
⇒ 災害ボランティアの件については、社会福祉協議会で担っていただくことを確認

危機管理課が入手した、受け入れた避難者に対するボランティア登録についての情報を社会福祉協議会へ転送。

市内住民から、応急仮設住宅の建設用地に私有地（約1,000坪）を提供しても良いとの申し出があった。（所管：危機管理課）

県は支援物資の受入について、宇陀市の問い合わせに対して、被災地の要望する物品を優先的に受け付け、要望が無い物品については受け付けない場合があると回答。宇陀市としては、市民からの支援物品の受付について、支援物品を県の輸送ラインに乗せる場合は対応の変更が必要となったため、再検討を迫られることとなりました。（所管：危機管理課）

3月25日 県まちづくり推進局住宅課からの調査に応じ、宇陀市内における応急仮設住宅用地の確保について、応急仮設住宅の建設が可能で、市が保有する施設として下記施設を回答しました。（所管：危機管理課）
⇒ 大宇陀運動場・菟田野運動場・総合運動場・榛原運動場・室生運動場
※施設管理所管課とは協議のうえ提出

市民から、東北地方太平洋沖地震の被災者に対して、1戸建て空き家貸与可能な申し出を受け。後日、住宅を担当する県住宅課へ通知予定。(所管：危機管理課)

本日午後3時30分から第2回宇陀市災害支援対策本部会議を開催し、市民からの支援物資の受付を、4月1日からを目途に行なうことを確認するとともに、市役所各部局における支援体制を確認。
救援物資の受付は、別途ホームページまたは「うだちゃん」で市民に周知します。

第2回宇陀市災害支援対策本部会議を開催。(3月14日に開催した、『東北地方太平洋沖地震』被害に対する支援対策に関する緊急部長会議を第1回会議とした。)

⇒ 支援分野とそれを担当する市の部局を再確認しました。

⇒ 市民からの支援物資について、早ければ4月1日頃から募集を開始することを確認しました。

職員に対して、自主的に被災地に赴いてボランティア活動を行なう(派遣命令を除く)場合の「ボランティア休暇」の取得について人事課が周知。

3月28日 応急仮設住宅建設用地として、宇陀市菟田野区の(仮称)菟田野区東部市民広場が使用可能と市教育委員会教育総務課から危機管理課へ報告。

市民から、被災者が宇陀市へ避難した場合、人と人・心と心のソフト面が大切と思う。宇陀市民として何か役に立てればと思うので情報発信をお願いしたい。熱しやすく冷めやすい援助ではなく、細く長い地道な活動をお願いするとしてメール着信。
別途回答予定。(所管：秘書広報情報課・危機管理課)

市民からの救援物資を募集するため、県支援連絡会事務局に対して、現在、被災地が要望している救援物資について照会をしています。回答があり次第、市民の皆さんからの救援物資の募集を行う予定です。

3月29日 県支援連絡会議から、県及び県内市町村の支援状況についての文書到着(着信は28日)。この文書を宇陀市災害支援対策本部会議構成職員に、情報提供としてメール転送。
(所管：危機管理課)

宇陀市から保健師2名を被災地に派遣することが決まりました。期間は4月1日から5泊6日の予定。今後も交代で派遣が継続されます。

◆◆◆ 宇陀市の義援金報告 ◆◆◆ (所管：厚生保護課)

総額4,814,375円(個人：4,389,013円、義援金箱：425,362円)

※平成23年3月24日現在

【物的支援に関して】

3月13日 奈良県緊急消防援助隊の支援品輸送隊(宇陀広域消防組合消防本部からの1名を含む)4名が支援品(食料等)を積載して1車両で被災地へ。

3月14日 県防災統括室から、災害備蓄品のうちから直ちに提供できるもののリスト及び数量調査。

- ⇒ 直ちに提供可能物品並びに可能数量の報告（危機管理課）
 ※提供可能物品リスト及び数量
- ・非常食（アルファ米） 4, 500食分
 50食タイプ×40箱（2,000食分）
 個別タイプ 50食×50箱（2,500食分）
 うち1,500食分は低アレルギータイプ
 - ・非常用毛布 700枚
 - ・非常用糞尿処理セット 400個
 - ・サージカルマスク 50,000枚
 - ・長期保存水 1,330^{リットル}（500mlペットボトル換算で2,660本）
 2^{リットル}ペットボトル×270本
 500mlペットボトル×1,580本
 - ・飲料水用袋 200個
 - ・手指消毒液（1^{リットル}ポンプタイプ） 77本
 - ・青タミフル 2,500錠
 - ・スポーツタオル 300枚
 - ・使い捨てカイロ 400個
 - ・割り箸 20,000膳分（一般市民からの申し出分）

3月15日 県住宅課から、被災者の公営住宅への受け入れ（入居）可能数の調査
 ⇒ 営繕課から9団地14戸で受け入れ可能と回答

県建築課から、被災宅地危険度判定士の派遣可能人数に関する調査
 ⇒ 都市計画課から1名派遣可能と回答

県防災統括室から、支援物資の提供依頼メール到着

⇒ 要請物品：毛布及びおむつ

⇒ 提供物品：毛布700枚及びおむつ991枚を提供決定

※おむつの詳細 子供用S 270枚（54枚×5袋）

M 255枚（51枚×5袋）

L 210枚（42枚×5袋）

大人用M 112枚（28枚×4袋）

L 144枚（24枚×6袋）

⇒ 集積日と集積場所：3月16日午後1時～17日午後1時

旧耳成高校

3月16日 県防災統括室からの指示により、旧耳成高校への物資搬入は延期。加えて追加物品提供の要請。ただし、搬送先にあっては県の指示待ち。（オムツとスポーツドリンクの追加提供については、県防災統括室へ報告済み）

⇒ 追加要請物品：非常食及び長期保存水

⇒ 追加提供物品：非常食4,500食及び長期保存水1,330^{リットル}

※保存水内訳：2^{リットル}ボトル270本

500mlボトル1,580本

マラソン実行委員会から提供のあったスポーツドリンク

※アクエリアス250ml 缶 30本入×57ケース

県防災統括室からの指示。提供を依頼した救援物資については、旧耳成高校体育館へ搬入すること。

⇒ 搬入は16日15時～17時までの間と、17日9時30分～17時の間に行なうことという指示。

県が市町村、民間（個人を除く）から無償で提供される救援物資の受付について、下記のとおり受付を開始。→ うだちゃん11並びにホームページへ掲示予定

- ⇒ 期間：平成23年3月17日（木）から当分の間
- ⇒ 受付時間：午前9時から午後9時まで（土・日・祝日も受付）
- ⇒ 窓口：奈良県庁内（奈良県東北地方太平洋沖地震支援連絡会事務局）
0742-27-8434
- ⇒ 方法：事前に提供物品と数量を窓口申し出て、その指示に従うもの
- ⇒ 品目：食料（生もの・賞味期限の短いものを除く）、水、各種生活用品
- ⇒ 集積場所：旧県立奈良工業高校（奈良市）＝福島県・茨城県行き
旧県立志貴高校（田原本町）＝宮城県行き
旧県立御所東高校（御所市）＝岩手県行き
- ⇒ 集積場所へ直接、物品を持ち込むことは不可

県が県営住宅への東北地方太平洋沖地震の被災者受入を開始すると共に、市町村公営住宅の入居可能数を下記のとおり公表。（所管：県土木部まちづくり推進局住宅課）

- ⇒ 県営住宅：14団地100戸（H23.3.16から）
※即時入居可35戸・3月末入居54戸・4月末入居11戸
※家賃・敷き金ともに免除
- 市町村公営住宅：15市町村56戸（H23.3.15から）
※家賃・敷き金ともに原則免除（詳細は各市町村にて）
※斡旋は県住宅課でおこなう。

3月17日 内閣（枝野官房長官）は、救援物資の窓口を各都道府県とすると発表。

県は、救援物資の受け付けをおこなうことについて、明日（18日）午後から各市町村防災担当課長を集め、説明会を開催すると通知。

県住宅課が、東北地方太平洋沖地震被災者に係る第2次市町村公営住宅等提供可能戸数を公表。

- ⇒ 18市町村104戸（第1次公表分を含む）

3月18日 県が支援物資の受付について、その方針を市町村に公表。個人からの支援物資についてはお断りする。ただし、単一物品を一定量にまとめていただければ受け付けると。また受付期間は、現在のところ1ヶ月程度となる見込みと。（各市町村防災担当課長会議）

奈良県消防協会長名で「平成23年（2011年）東日本大震災にかかる義援金の募集について」と題した文書到着。（所管：宇陀市消防団）

- ※奈良県消防協会から日本赤十字社へ

3月19日 奈良県の救援物資について、自衛隊による搬送が開始された。旧志貴高校に集積された物資を自衛隊車両（2.5t車）2台（自衛隊員8名）により、航空自衛隊小牧基地に搬送し、小牧基地から航空自衛隊航空機により宮城県へ物資を空輸。

3月21日 県は、東北地方太平洋沖地震にかかる民間物資の受け入れ状況について下記のとおり公表した。

- ⇒ 提供申出累計：418件
- ⇒ 受入累計：77件（受入とは、企業からの申し出と被災地のニーズがマッチしたもの。）

- ⇒ 調整件数：51件（被災県と受入について調整中）
- ⇒ その他（提供数量が少量等のため受入をお断りした）累計：290件
※古着・古本。箱単位で梱包できない。県外に取りに来てほしい。中古品。

3月22日 県は、東北地方太平洋沖地震にかかる民間物資の受け入れ状況について下記のとおり公表した。

- ⇒ 提供申出累計：506件
- ⇒ 受入累計：88件（受入とは、企業からの申し出と被災地のニーズがマッチしたもの。）
- ⇒ 調整件数：69件（被災県と受入について調整中）
- ⇒ その他（提供数量が少量等のため受入をお断りした）累計：349件
※古着・古本。箱単位で梱包できない。県外に取りに来てほしい。中古品

県は、経済産業省から要請を受けた支援物品（葬祭資材）について、奈良県葬祭業協同組合等を通じて協力を求め、3月20日に旧志貴高校から発送した。輸送手段のトラックは、経済産業省が手配した。

県は、東北地方太平洋沖地震の被災地の集団一時移転を想定して、県内各市町村に対して応急仮設住宅用地の確保とその詳細等について調査を実施。（所管：危機管理課ほか）

3月23日 県の消費・生活安全課と桜井保健所は、県下（宇陀市内）旅館ホテル営業者に対して、主として高齢者、妊婦、乳幼児等の受入が可能か。可能ならばどれくらいの人数かの調査を実施した。また借上げの主な基準は次のとおり。

- ⇒ 借上げ単価：5,000円（1日1人あたり）
- ⇒ 借上げの期間：概ね六ヶ月で、半月単位の更新
- ⇒ 営業者の責務：避難所として適当な宿泊サービス、食事（3度）等の提供
- ⇒ 借上げの開始：被災県から奈良県に受入協力依頼があったときから

県は、東北地方太平洋沖地震にかかる民間物資の受け入れ状況について下記のとおり公表した。

- ⇒ 提供申出累計：580件
- ⇒ 受入累計：91件（受入とは、企業からの申し出と被災地のニーズがマッチしたもの。）
- ⇒ 調整件数：92件（被災県と受入について調整中）
- ⇒ 提供数量が少量等のため受入をお断りした累計：397件
※古着・古本。箱単位で梱包できない。県外に取りに来てほしい。中古品

3月24日 16時現在で、県営住宅及び市町村営住宅の提供戸数161戸に16戸の入居内定があった。（奈良県の対応等【第24報】から転載）

- ⇒ 県営住宅：入居可能数100戸　うち12戸入居内定
- ⇒ 市町村営住宅（20市町村）：入居可能数61戸　うち4戸入居内定

◆◆◆ 東北地方太平洋沖地震にかかる奈良県の民間物資の受入状況について ◆◆◆
奈良県の東北地方太平洋沖地震にかかる民間物資の受け入れ状況は下記のとおり。

- ⇒ 提供申出累計：706件
- ⇒ 被災地との調整済み累計：145件
- ⇒ 調整中の件数：63件
- ⇒ 受け入れをお断りした累計：473件

平成23年3月28日 16:00現在

◆◆◆ 東北地方太平洋沖地震にかかる奈良県の住宅提供状況について ◆◆◆

奈良県の東北地方太平洋沖地震にかかる住宅提供状況は下記のとおり。

⇒ 県営住宅：入居可能予定戸数100戸 内) 入居決定13戸

⇒ 市町村営住宅：63戸(21市町村) 内) 入居決定2戸

※平成23年3月28日 16:00 現在

【人的支援に関して】

3月12日 奈良県緊急消防援助隊の一員として、宇陀広域消防組合から消防隊1隊(5名)・救急隊1隊(3名)の計2隊8名が被災地へ向け出発。(衛星携帯電話3台貸与)

⇒ 14日から宮城県内(山元町)で活動

3月14日 奈良県下水道課から、一次調査派遣可能人数調査

⇒ 要請により1~2名派遣予定

(社)全国都市清掃会議から、派遣可能人員並びに機材等の調査

⇒ 環境対策課にて対応中

奈良県廃棄物対策課から、派遣可能人員並びにパッカー車等の派遣可能調査

⇒ 環境対策課にて人員1名、パッカー車1台を1週間程度派遣可能と回答

日赤奈良支部から、義援金に関する通知文書到着

3月15日 宇陀広域消防組合から、消防隊と救急隊の交代要員計8名が被災地に向けて出発。

(社)奈良県歯科医師会から、人的支援及び医療器具、口腔ケア、金銭的支援についてのお願い文書到着

県医療政策部規格管理室から、医療救護班の派遣準備についての文書到着

⇒ 上記2件 健康増進課で所管

「東北地方太平洋沖地震」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣依頼についての文書到着

「東北地方太平洋沖地震」の発生に伴う要援護者の受け入れ調査についての文書到着

⇒ 上記2件 さんとぴあ榛原 で所管

3月16日 宇陀市立病院へ(社)奈良県病院協会から東北地方太平洋沖地震に関する医療支援体制の確保についての文書到着。

⇒ 市立病院から整形外科医1名・看護師3名・事務職1名を派遣可能と回答するとともに、被災地から人工透析患者5床と重症患者2床の受け入れ可能と回答。但し、症状によっては受け入れできない旨を付記。

公立病院所管課に対し、奈良県知事名により東北地方太平洋沖地震にかかる医療救護班の派遣についての依頼文書到着(宇陀市立病院で検討中)

⇒ 派遣先は宮城県(宮城県知事の要請による。)

⇒ 各病院から1班4名により5日間の輪番制

第2次奈良県緊急援助隊は、宮城県山元町内で活動
⇒ 宇陀広域消防隊は、0時30分から火災出動。救急隊は出動3回。

3月17日 宇陀広域消防組合から、消防隊と救急隊の第2次交代要員（第3次隊）8名と資材搬送1名の合計9名が被災地に向けて出発。

3月18日 第3次奈良県緊急消防援助隊が宮城県山元町に到着。

3月16日に市立病院から回答した被災地からの患者受け入れを、諸般の事情により透析患者5床を0床に、また重症患者2床を1床に訂正回答。加えて、災害支援にかかる医療関係の窓口を一本化するよう県に対して要請。（所管：市立病院）

さんとびあ榛原、派遣要請に基づき施設等介護職員1名の派遣を検討中。また、施設への緊急受け入れ人員を1名と回答。

3月19日 第3次奈良県緊急消防援助隊は、宮城県山元町の太平洋岸津波被害地域の検索活動を実施。

奈良県警察は、警備部隊29名（機動隊6名、管区機動隊23名）を東北地方に派遣を決定。派遣期間は3月21日から25日までの予定。

3月20日 15日と16日に出発した奈良県と市町村（奈良市・生駒市・橿原市・香芝市・桜井市・天理市・大和郡山市・大和高田市・広陵町）の応急給水支援隊は17日以降、岩手県陸前高田市、同大船渡市を中心に給水活動を展開。
給水車11台、指揮車2台、人員27名。現地の状況により、給水車は漸次削減の予定。

3月21日 第3次奈良県緊急消防援助隊は、9時頃に現地を離れ、22日未明に奈良市へ帰還予定。これをもって奈良県緊急消防援助隊の活動は終了。

※宇陀広域消防組合の派遣活動人員等（延べ数）

消防隊：消防車3台 人員15名

救急隊：救急車3台 人員9名

後方支援：搬送車1台 人員2名

3月22日 県医療政策部保健予防課は、厚生労働省からの要請により、追加の保健師派遣について各市町村の協力を求める。

派遣の期間は4月から5月中の5泊6日程度で、奈良県として保健師6名3チームの派遣を計画。

3月23日 県くらし創造部協働推進課は、~~県内でのボランティア活動の一つとして、同課が運用する「ボランティア登録制度」に奈良県内への避難者のサポートを登録すれば、その情報を避難者に周知することとした。~~（所管：宇陀市社会福祉協議会）

（社）全国都市清掃会議采配対策本部から会員に対して、先に14日に回答した人員1名とパッカー車1台について、支援が決定した場合は、同会議災害対策本部へ連絡するようとの確認文書到着。（所管：環境対策課）

県協働推進課は、ホームステイボランティアを募集している。（詳細は、奈良県ホームページから検索してください。）

⇒ 児童・生徒（小学生、中学生、高校生、特別支援学校生）のホームステイ受入

- 3月28日 23日に提供したボランティアに関する情報（取り消し線で削除した箇所）について、訂正のメール着信。
正しい内容は、ボランティア活動を「やりたい人」は、ボランティア登録制度で登録すれば、登録に合致する募集があった場合システム管理者から連絡がある。

東北地方太平洋沖地震の受入被災者への生活支援に関する説明会を開催するという文書到着。

- ⇒ 日時：平成23年3月31日（木） 午前10時～
- ⇒ 場所：奈良県婦人会館 3階 研修室大ホール
- ⇒ 出席者：健康福祉部長にメールを転送し、出席者を選任してくれるよう依頼した。

【その他の支援に関して】

- 3月15日 奈良県地域振興部長から、平成23東北地方太平洋沖地震による被災者に対する地方税、使用料、手数料等の減免措置等についての文書到着

- 3月16日 J A奈良県の支援に関する動向（J Aならけん桜井統括支店 古川氏）
⇒ 各支店に義援金募金箱を設置。4月30日頃に一旦集計をおこない、農協中央会を通じて被災地に送金予定。物的支援については、今のところ指示はない。

全国市長会が東北地方太平洋沖地震「緊急災害支援掲示板」を開設し、支援要請市と応援申出市を橋渡しするホームページを設置。これにより具体的支援を必要とする市に、必要な支援を実施することが可能となる。

- 3月17日 県消費・生活安全課から「平成23年東北地方太平洋沖地震」の発生を受けた遺体の県下市町村等の火葬体制の事前調査についての文書到着
⇒ 最大 1日あたり1体火葬可能と回答（所管：環境対策課）

- 3月18日 東北地方太平洋沖地震の被災者について、介護保険の被保険者証の提示がなくても市町村が保険給付費相当額を指定居宅サービス事業者へ直接支払うことができることとなった旨の通知到着。
ただし、紛失・消失の場合にあっては、速やかに再交付申請を行なうよう指導するようにとのこと。（所管：長寿介護課）

県景観・環境局廃棄物対策課長から、平成23年東北地方太平洋沖地震の応急活動（災害廃棄物の迅速かつ適正な処理）に関して特段の配慮を求める文書到着（所管：環境対策課）

宮城県警察からの情報。犠牲者の所持品等から推察される氏名等事項一覧、また「行方不明者相談ダイヤル」に寄せられた地震後に連絡のつかない方々の一覧をホームページに掲載中とのこと。

総務省消防庁から県防災統括室を通じて、【安否情報システム】を東北地方太平洋沖地震災害で活用することについてのメール到着。

県消防救急課から、東北地方太平洋沖地震における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の注意点についての文書到着。(所管：危機管理課)

東北地方太平洋沖地震の現地支援に関する情報として、公用車等で現地に支援に向かう場合は、東北地方には積雪もあるため、スタッドレスタイヤなどの冬用タイヤの装着やタイヤチェーンの携行が必要である旨の注意喚起を促す文書到着。

県は、被災した生徒等の奈良県での就学機会の確保について、次のように取り扱うことを決定した。

- ⇒ 県立高校の入学者選抜において弾力的な取り扱いを行なう。
- ⇒ 転学において弾力的な取り扱いを行なう。
- ⇒ 相談窓口を設置する。

3月22日 県は、東北地方太平洋沖地震に関する奈良県の対応を下記概要のとおり発表。(平成23年3月22日付け報道資料参照)

- ⇒ 被災者の受入については、21日現在で県営住宅で11戸、市町村公営住宅で2戸の入居が決定。国等から要請があれば、次の基本的な考え方により積極的に受け入れる。
 - ①一つのまとまった単位(例：避難所単位)で受け入れる。
 - ②宿泊施設での受入。当面は震災発災から6ヶ月程度。
- ⇒ 被災地においては、行政機能自体が被害を受け、その機能が失われているところもある。今後、行政事務の支援要請も想定され、速やかな派遣ができるよう準備を進める。
- ⇒ 災害ボランティアについては、地元の受け入れ体制が整った段階で、ホームページ等で案内する。
 - ・「奈良ボランティアネット」での案内
 - ・電話での問い合わせ：県協働推進課 0742-27-8715
奈良県社会福祉協議会 0744-29-0100

全国市長会は、地震災害対策に関する今後の具体的な取り組みを取りまとめ、全国市長会としての支援の方針を発表した。

3月24日 東北地方太平洋沖地震発生にかかる交通規制の解除及び高速道路の通行についての文書到着。(所管：危機管理課)

- ⇒ 三陸自動車道の一部区間と道路の損壊等による通行止め区間を除き、交通規制が全面解除され、併せて緊急通行車両確認標章の交付が中止された。
- ⇒ 高速道路について、条件に該当する車両は引き続き通行料金の無料取扱は継続されるが、当該条件を十分確認のうえ通行すること。

3月25日 奈良県危機管理監から、岩手県総務部総合防災室長からの依頼文書により、東北地方太平洋沖地震に伴う災害救助のために使用する車両の取扱いについての文書到着。

- ⇒ 車両証明書の使用期間は、平成23年3月24日～同年9月10日まで
- ⇒ 東日本高速道路(株)管内の高速道路サービスエリア等のガソリンスタンド17箇所が使用不能となっている。
- ⇒ 災害救助従事車両が高速道路通行料免除の取扱いを受けるためには、料金所で「災害派遣等従事車両証明書」の提示が必要である。
- ⇒ 「災害派遣等従事車両証明書」は、派遣元の各市町村で発行する必要がある。
- ⇒ 「災害派遣等従事車両証明書」は、災害救助従事車両ごと、通行1回あたり1枚必要である。(往復の場合は2枚必要であるが、コピーは不可)

- 3月28日 厚生労働省社会・援護局総務課長から、県健康福祉部地域福祉課長を通じ「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について」の文書到着。
⇒ 主たる内容は、財務・住宅・炊出しの給与・被災都道府県と非被災都道府県の連携について（関係所管：財政課・営繕課・危機管理課）

【原発事故にかかる放射線量に関して】

- 3月23日 奈良県内での放射線量は、過去（平成19～21年）の奈良県の平常値（0.046～0.08マイクロシーベルト毎時）の範囲内です。
また、定時降水物及び上水にあっても放射性ヨウ素131及び放射性セシウム137ともに検出されていません。（奈良市大森町 奈良県保健環境研究センターで測定）
※この項目は、異常値が確認された場合のみ更新し、情報を提供します。
※文部科学省のホームページ、または奈良県のホームページから検索が可能です。

※赤色の部分が更新箇所です。